

別海町営住宅の入居資格について

町営住宅に入居するには、下記の条件を全て備えていなければなりません。

- ① 別海町内に住所または勤務先がある方
- ② 現に住宅に困窮している方
- ③ 町税を滞納していない方
- ④ 原則として入居時に決定家賃の3ヶ月分の敷金を支払える方
- ⑤ 同居または同居しようとする親族のいる方（事実上婚姻関係にある者、婚姻予定者を含む）
- ⑥ 単身入居の場合、「本人の年齢が60歳以上」、「すでに生活保護を受けている」、「障害者手帳や療育手帳を所持している」のうち、いずれか1つでも該当している方
- ⑦ 公営住宅法による認定収入月額基準に該当している方

一般世帯 月額 158,000円以下

裁量階層世帯 月額 214,000円以下

※下記のいずれか1つでも該当する世帯が裁量階層世帯となります

○入居者及び同居者の全員が60歳以上の世帯

○小学校就学前の児童がいる世帯（該当の児童が小学校に就学した場合、一般階層となります）

○「身体障害者手帳1～4級」、「精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳」のうち、いずれかの交付を受けている方がいる世帯

※認定収入月額とは

世帯全員の所得を合計し、公営住宅法に準じて算出した額を控除し、12（1年＝12ヶ月）で除した額

高齢者（70歳以上）が世帯にいる場合や、ひとり親家庭の場合は、控除額が増えるため上限が引き上げられます。

※認定収入月額の詳しい算定方法は、別紙「認定収入月額算定方法」を参照してください。

- ⑧ 申込者及び同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員ではないこと